

議案第 1 号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月10日提出

野田市長 鈴木 有

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

野田市税賦課徴収条例（昭和 25 年野田市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条の 6 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 28 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 28 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 28 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 28 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 35 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族

（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第１５条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第２８条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第４２条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に、「固定資産税を」を「、固定資産税を」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第5条の4中「又は附則第20条の4第1項」を「、附則第20条の3の2第1項又は附則第20条の4第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第19条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第20条の3の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の3の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第25条第1項及び第2項並びに第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第1

8条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第26条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第20条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第42条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第26条の6第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2の改正規定及び附則第19条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第5条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第20条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の野田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第28条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の野田市税賦課徴収条例第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同

条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の野田市税賦課徴収条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の野田市税賦課徴収条例附則第19条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の野田市税賦課徴収条例附則第20条の3の2の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の野田市税賦課徴収条例第42条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

令和８年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定、固定資産税の免税点に関する規定等を整備しようとするものである。

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例 (昭和25年野田市条例第27号)

改 正 案	現 行
(寄附金税額控除) 第 26 条の 6 (略) 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項(法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第 28 条の 2 第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号並びに第 28 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。)) (前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 26 条の 6 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」と	(寄附金税額控除) 第 26 条の 6 (略) 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第 28 条の 2 第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。)) (前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 26 条の 6 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようと

いう。)の控除を受けようとするものを除く。以下、この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 16 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 28 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。)(合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 5 項及び第 35 条の 9 第 3 項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

するものを除く。以下、この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 16 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 28 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項及び第 35 条の 9 第 3 項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 28 条の 3 の 3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。)(退職手当等(第 35 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 28 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 35 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第 1 項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第 1 項又は同条第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第 1 項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第 1 項又は同条第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

5 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第 48 条の 9 の 8において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第 4 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第 42 条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては 30 万円、償却資産にあつては 180 万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 4 条 平成 30 年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 26 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 5 条の 3 平成 22 年度から令和 25 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から令和 12 年までの各年である場合に限る。)には、法附則第 5 条の 4 第 5 項(同条第 7 項の規定

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 3において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第 3 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第 42 条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては 30 万円、家屋にあつては 20 万円、償却資産にあつては 150 万円に満たない場合においては固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 4 条 平成 30 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 26 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 5 条の 3 平成 22 年度から令和 20 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。)には、法附則第 5 条の 4 第 5 項(同条第 7 項の規定

により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の4第1項、附則第14条の5第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項、附則第20条の3第1項、附則第20条の3の2第1項又は附則第20条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が

により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の4第1項、附則第14条の5第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項、附則第20条の3第1項又は附則第20条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が

確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第25条第1項及び第2項並びに第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1

確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

号の規定により読み替えて適用される第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第20条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。